

脱炭素の森づくりモデル事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、脱炭素の森づくりモデル事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び脱炭素の森づくりモデル事業補助金交付要綱（令和7年10月6日施行。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画)

第2 本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、本事業の実施に当たっては、当該実施年度における事業実施計画書を作成し、別に定める期日までに別記様式第1号により、知事に協議するものとする。併せて、事業実施主体及び宮城県による、「本事業による施業の実施後一定期間は皆伐を行わない」旨を規定した協定を締結するため、別記様式第2号により作成し、事業実施主体から所長を経由の上、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により事業実施主体から協議及び提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否及び協定の締結について決定するものとし、その旨を速やかに当該事業実施主体に通知するものとする。

(対象要件等)

第3 本事業の対象要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施は、市町村有林に限る。
- (2) 補助の対象とする造林用樹種は、特定母樹由来のスギ苗木（以下「スギ特定苗木」という。）とする。なお、規格はコンテナ苗とし、「宮城県山林用主要苗木標準規格（コンテナ苗）」定める規格の苗木を使用すること。
- (3) 1施行地あたりの面積は1.0ヘクタール以上とする。なお、造林未済地等の植栽、食害対策（食害防護資材（ネット）、忌避剤散布）、下刈り、除伐又は保育間伐が実施されていない箇所であって、1箇所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、施業図にその位置及び面積を記載するとともに、補助対象面積には含めないものとする。
- (4) 補植は補助対象外とする。
- (5) 下刈りは原則1回刈りとし、3回目まで、かつ6年生以下を補助の対象とする。
なお、2回刈り、4回目以降又は7年生以上10年生以下の下刈りについては、事業計画の協議時に必要性が認められた場合のみ補助の対象とする。
- (6) 人工造林の実施後に獣害被害が確認された場合、事業主体は被害状況を確認するとともに、獣害対策（防鹿柵等）を速やかに実施するものとする。
なお、1ヘクタールあたり500本以上の獣害により残存木が1ヘクタールあたり1,000本未満となった場合は、防鹿柵等の設置と併せて、残存本数が1ヘクタールあたり1,000本以上となるよう補植を実施するものとする。
- (7) 除伐又は保育間伐を実施する場合は、過去5年以内に補助事業による除伐又は間伐

を実施していないこと。

(8) 除伐は、不用木を全て伐採すること。

(9) 除伐は、事業計画の協議時に必要性が認められた場合のみ補助の対象とする。(任意様式)

(10) 間伐率(本数)は、20パーセント以上とする。また、一定の長さに玉切りの上、流出しないように集積するか、移動等しないように等高線に平行に存置すること。

(数量の管理等)

第4 事業実施主体は、面積及び防護柵の延長等の数量について、実測又は精度の高い既存の図面により管理することを原則とする。

森林施業面積の単位はヘクタールとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。また、防護柵の延長の単位はメートルとし、小数点第1位以下を切り捨てるものとする。

なお、以下の方法で実施する場合については、記載事項に留意すること。

(1) ポケットコンパス等による測量

ア 測点、方位角、高低角、斜距離、起点(BP)を測量野帳(参考様式第1号の例による。)にとりまとめること。

イ 各測点に測点番号を表示した測点杭等を設置すること。

(2) GNSS測量

ア ±1メートル以下(RMS又は2DRMS)の測位精度を有するGNSS受信機(以下「受信機」という。)であり、DGPS等の補正方式を有した受信機を使うこと。

なお、機器メーカーや第三者機関等による定期的な検定により、測位精度が担保された受信機とすること。

イ 受信機の電源投入後は1分間以上その場で待機し、衛星情報を十分に取得した後に観測を行い、観測時の捕捉衛星数が7衛星以上であることを確認する。

ウ 観測時のDOP値(PDOP又はHDOP)が2以下、1測点につき、データ取得間隔は1秒、観測回数は10エポック以上であることを確認する。また、観測時の精度が±3メートル以下(RMS又は2DRMS)であることを確認する。

エ 観測結果は、測量野帳(参考様式第2号の例による。)にとりまとめること。

(3) UAV(ドローン等)による写真測量

ア 地上画素寸法が1画素あたり30ミリメートル以下となる対地高度で撮影するよう努めるものとする。ただし、当該高度で安全を確保できない場合は、地上画素寸法は任意とする。

イ 撮影前に精度確認用の検証点(対空標識)を撮影区域内の上空の開けた箇所に、2メートル以上の間隔で2箇所以上設置し、座標値を観測すること。

なお、座標値の観測が困難な場合は検証点間距離を計測する。また、基準点等の既知点に検証点を設置する場合は、座標値の観測は不要とする。

ウ 撮影した写真によりオルソ画像を作成する。また、オルソ画像と併せて3次元点群データを作成するよう努めるものとする。

エ 精度を確認するため、GIS等によりオルソ画像上の検証点2点の座標値又は検証点間距離を確認し、現地で確認した検証点の座標値又は検証点間距離との比較を行うこと。ただし、許容される誤差は、座標値で3メートル以下、検証点間距離で100分の5以下とする。

オ UAVの離着陸箇所と撮影区域が離れており、撮影区域における検証点の設置が困難な場合は、イ及びエを省略することができる。

カ 観測結果は、測量野帳（参考様式第3号の例による。）にとりまとめること。

なお、データの参照座標系は平面直角座標系（JGD2011）の第10系、面積又は延長の計測は平面直角座標（デカルト座標）により実施するよう努めること。

（4）精度の高い既存の図面の利用

ア 現地で測点杭等が確認できないときは、調査員から求められた場合等、必要に応じて、現地で主要測点を復元するものとする。

イ 申請面積と図面の面積に差異がある場合には、原則として実測し、各測点に測点番号を表示した測点杭等を設置すること。

（写真の撮影等）

第5 事業実施主体は、現地写真を撮影し管理するとともに、完成写真として取りまとめ交付要綱に基づく事業実績報告書又は事業完了報告書（以下「事業実績報告書等」という。）に添付するものとする。

（1）写真撮影に当たっては、原則として写真データにGNSSによる位置情報が記録されるよう撮影すること。

（2）事業実施前、事業実施中及び事業完了後の状況写真は施行地ごとに撮影するものとする。

（3）写真の撮影方法等は、原則として、施行年度、事業箇所、施業内容（事業種、面積・延長、間伐率等を含む）及び撮影年月日を明記した黒板等を入れ撮影する方法とし、撮影位置及び方向を申請図面に記入する。

（4）測点にはポール又は測棹を置き、延長、高さ等が確認できるよう撮影するものとする。

（5）事業実施前及び完了後の全景写真は、同一箇所から全景が確認できるよう撮影するものとする。

なお、施行地の位置、区域及び現地状況が確認できる空中写真も可とする。

（6）写真には必要に応じ説明文を付すとともに、ソフトウェア等を活用し適正に管理、保存するよう努めるものとする。

（交付決定前着手）

第6 本事業への着手は、原則として規則第6条に規定する補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業実施主体が、やむを得ない事由により交付決定前に本事業に着手する必要がある場合において、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第3号）により知事に届け出たときは、この限りでない。

(事業計画の変更)

第7 事業実施主体は、補助金の交付決定前に、既に承認された本事業の実施計画の内容を変更しようとするときは、別記様式第4号により知事に協議し、その承認を受けるものとする。

(事業の完了)

第8 事業実施主体は、事業種目及び契約ごとの事業完了について、別記様式第5号により所轄する地方振興事務所長又は地域事務所長（以下「所長」という。）に報告するものとする。ただし、交付要綱に基づき、事業実績報告書等を提出した場合は、この限りでない。

(事業の確認調査)

第9 所長は、事業実績報告書等を受理したときは、次により確認調査を行うものとする。

- (1) 確認調査を行う職員（以下「調査員」という。）は、所長が命ずる職員とする。
- (2) 所長は、確認調査を行おうとするときは、別記様式第6号により事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 確認調査は、事業実施主体が立会いの上で、行うものとする。
- (4) 確認調査の結果、当該確認調査対象地がこの要領の規定に適合しないものであるときは、完了と認めず、当該確認調査の対象事業年度内で調査員が定める期間内に 手直しを命じ、再調査を行うものとする。
- (5) 調査員は、調査後速やかに、造林未済地等の植栽、下刈り又は食害対策にあっては別記様式第7-1号、除伐又は保育間伐にあっては別記様式7-2号、に結果を記入し、別記様式第8号の確認調査復命書により所長に報告するものとする。

(事業の繰越)

第10 事業実施主体は、本事業が当初の実施年度内に完了できないと判断した場合は、別記様式第9号により、知事に当該事業の年度繰越（以下「繰越」という。）の申請をし、その承認を受けるものとする。

2 事業実施主体は、前項に規定する繰越の承認を受けた場合で、かつ、年度内の出来高がある場合は、当該承認を受けた事業に係る年度内の出来高調査を実施し、その結果を別記様式第10号により知事に報告するとともに、所長により確認を受けるものとする。

(生育状況及び保育経費調査)

第11 事業実施主体は、植栽を実施してから5年ごとに15年生まで事業施行地の生育状況調査及び植栽後の保育経費調査を実施し、別記様式第11号により知事に報告すること。生育状況調査は、1施行地あたり1プロット（10メートル×10メートル）以上の標準地から計測すること。

(書類の提出部数及び経由)

第 12 事業実施主体がこの要領により知事に提出する書類の部数は各 1 部とし、その提出に当たっては、所長を経由するものとする。

(その他)

第 13 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 10 月 6 日から施行し、令和 7 年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも係る事業にも適用するものとする。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名

年度脱炭素の森づくりモデル事業実施計画について（協議）

このことについて、別添事業実施計画書のとおり実施したいので、協議します。

記

〔添付書類〕

- 1 実施計画表 （別紙 1 － 1 号）
- 2 その他

別記様式第2号

脱炭素の森づくりモデル事業の実施に関する協定書

宮城県（地方公共団体）（以下「甲」という。）と●●（市町村名）（以下「乙」という。）は、宮城県「補助金等交付規則（昭和51年3月31日宮城県規則第36号）」、宮城県「脱炭素の森づくりモデル事業補助金交付要綱（令和7年10月6日施行）」及び宮城県「脱炭素の森づくりモデル事業実施要領（令和7年10月6日施行）」に基づく脱炭素の森づくりモデル事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、造林未済地へスギ特定苗木を植栽することで、効果的に二酸化炭素を吸収するとともに、植栽後の保育経費の低コスト化の検証・普及に資することを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、協定締結の日から○年○月○日までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要と認める場合は、甲及び乙が協議の上、この協定を更新することができる。

（注）第1項の期間の設定について、第4条に定める施業の実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低25年間の期間を担保するように設定すること。

（対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林は、市町村有林のうち造林未済地である場所とし、別紙のとおりとする。

（対象森林における施業）

第4条 乙は、第3条に掲げる森林において、植栽を実施するとともに、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

（当事者の義務）

第5条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

乙が実施する事業が円滑に実施されるよう関係者との連絡調整を図るとともに、乙の義務が履行されるよう、必要に応じて乙に助言等を行うこと。

（2）乙の義務

ア 第4条の施業の実施に当たり、着手及び完了並びに施業実施における疑義について速やかに甲に報告すること。

イ 植栽する苗木については、スギ特定苗木であることを確認すること。

ウ 事業が適切に実施され、補助金の交付を受けた場合、協定の期間中は対象とする森林について、皆伐、転用及び第三者への譲渡並びに新たな権利関係の設定をしないこと。

エ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立てがあった場合、

その処理解決に当たること。

オ 植栽後、5年生、10年生、15年生で施行地の生育状況調査及び保育経費調査を実施し、甲に書面で報告すること。

(災害等による損害)

第6条 事業実施中及び完了後において、火災、天災及びその他甲の責めに帰し得ない事由により、対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲は責任を負わない。

(特別の事情による協定の失効)

第7条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象とする森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災及びその他当事者の責に帰し得ない事由により、対象とする森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 事業が適切に実施され、補助金の交付を受けた場合、乙が第5条(2)ウに違反したときは、乙は、第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を、甲に返還するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、別途甲及び乙が協議の上、処理するものとする。
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印又は署名の上、各自その1通を所持する。

●●年●月●日

甲 宮城県知事 ●● ●●

乙 住 所 ●●
氏 名 ●●市町村長 ●● ●●

別紙（第3条関係）

（対象とする森林）

森林の所在地	林班	小班	面積	備考
計				

別記様式第3号

交付決定前着手届

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名

年 月 日付け 第 号で承認されました 年度脱炭素の森づくりモデル事業実施計画に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

1 着手予定年月日

2 交付決定前着手を必要とする理由

3 条件

交付決定通知を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名

年度脱炭素の森づくりモデル事業実施計画の変更について（協議）

年 月 日付け 第 号で承認のありました事業実施計画について、別添
のとおり変更したいので協議します。

記

変更理由

[添付書類]

（別記様式第 1 号による添付書類を準用し、当初計画を上段書きし、変更計画を下段
書きする。）

番 号
年 月 日

地方振興事務所長 殿

市町村長氏名

年度脱炭素の森づくりモデル事業の完了について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

区 分		事 項
事 業 種 目		
事 業 主 体		
施 行 箇 所		
事 業 内 容		
事 業 費		円
補 助 金		円
施 行 方 法		
期 間	着 手 年 月 日	
	完 成 年 月 日	

添付書類

（実績報告書添付書類に準じる。）

番 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

〇 〇 〇 所 長

年度脱炭素の森づくりモデル事業の確認調査の実施について（通知）

このことについて、下記により実施しますので、関係者の立会いについて配慮願います。

記

- | | | |
|---|---------|-----------|
| 1 | 実 施 日 時 | 年 月 日 （ ） |
| 2 | 実 施 場 所 | |
| 3 | 調査員職・氏名 | 職 氏名 |
| 4 | 調 査 事 項 | 書類調査・現地調査 |
| 5 | そ の 他 | |

脱炭素の森づくりモデル事業（造林未済地等の植栽、食害対策、下刈り）確認調査調書

事業実施主体：										調 査 年 月 日					
										調 査 員 氏 名					
										立 会 者 氏 名					
区分	実施箇所名	林 小 班				ha 当たり 植栽本数	林 齢	下刈 回数	補助単価 (円)	面積(ha) 又は 延長(m)	総事業費 (円)	補助対象 経費 (円)	補 助 金 (円)	現地 調査	調査 結果
		林班	小班群	小班											
小 計															
合 計															

※ 区分は「造林未済地等の植栽」、「食害対策（防護柵、食害防護資材（ネット）、忌避剤散布）」又は「下刈り」のいずれかを記載すること。
現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。
調査結果欄には、不合格の場合のみ記載する。

脱炭素の森づくりモデル事業（除伐、保育間伐）確認調査調書

事業実施主体：										調 査 年 月 日				
										調 査 員 氏 名				
										立 会 者 氏 名				
区分	実施箇所名	林班	小班群	小班	林齢	面積 (ha)	伐採率 (%)	補助単価 (円)	総事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補 助 金 (円)	現地調査	調査結果	
小計														
合計														

※ 区分は「除伐」又は「保育間伐」を記載し、それぞれの面積、事業費及び補助金の小計と、全体の合計を記載すること。
現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。
調査結果欄には、不合格の場合のみ記載する。

補助事業確認調査復命書（履行調査・実態調査）

年 月 日

知事（公所長） 殿

調査員

職・氏名

職・氏名

下記のとおり補助事業確認調査を実施したので復命します。

記

- 1 事業名 年度脱炭素の森づくりモデル事業
- 2 事業箇所
- 3 事業費 補助金額
- 4 実施日時 年 月 日
- 5 立会者職・氏名 職 氏名
- 6 調査の方法 書類の調査・現地調査
- 7 調査結果概要 別紙調書※のとおり

※ 脱炭素の森づくりモデル事業確認調査要領別紙様式1号

別記様式第9号

年度脱炭素の森づくりモデル事業繰越承認申請

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名

年 月 日付け宮城県（森整）指令第 号で交付決定されました 年度脱炭素の森づくりモデル事業について、下記のとおり繰越ししたいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 繰越の理由
- 2 繰越計画の事業の内容及び経費の配分 別紙2－1号のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算 別紙2－2号のとおり
- 5 理由書及び工程表 別紙2－3号のとおり

別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名

年度脱炭素の森づくりモデル事業の年度内完成について（報告）

年 月 日付け 第 号で繰越承認の通知のありました本事業に係る年度内完成状況については、下記のとおりです。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙 2－1 号のとおり
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 収支精算 別紙 3－1 号のとおり
- 4 添付書類

(注)添付書類には、出来高検査復命書写し、写真等の出来高が確認できる書類とともに、工事の施工等にあつては出来高設計書を添付するものとする。

別記様式第 1 1 号

脱炭素の森づくりモデル事業生育状況調査及び保育経費調査報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名

年度脱炭素の森づくりモデル事業について、調査を実施したので報告します。

記

区 分	事 項
植 栽 実 施 年 度	
林 齢	5 年生 ・ 1 0 年生 ・ 1 5 年生 ※該当する項目を○で囲むこと
5 年 間 の 保 育 作 業	下刈り 回、除伐 回、保育間伐 回
5 年 間 の 保 育 経 費	円
植 栽 面 積 （ h a ）	
生 育 状 況 調 査 結 果 （ 樹 高 ・ 胸 高 直 径 ）	別表のとおり

(参考様式第1号)

測量野帳(コンパス測量)

事業地名:	X累計	mm
測定者:	Y累計	mm
測定年月日: 年 月 日	水距累計	mm
林小班:	高度累計	mm
事業種:	精度	/
	面積	ha

[illegible]

注1:事業地名は、字(大字)・地番を記載する。

注2:面積の単位は ha とし、小数点以下第3位を切り捨て第2位に止める。

注3:角度の単位は度とする。長さの単位はmとし、小数点以下第2位を切り捨て第1位に止める。

(参考様式第2号)

測量野帳 (GNSS測量)

事業地名		年月日	
測地系		林小班	
測定者		事業種	

[illegible]

年号〇〇年〇〇月〇〇日
事業実施主体名： 〇〇 〇〇

UAV（ドローン）による写真測量野帳

- 1 写真測量の実施時期（該当を丸で囲む）： 施業実施前 施業実施後
- 2 市町村名：〇〇市町村
- 3 事業名：脱炭素の森づくりモデル事業
- 4 現地における検証点の確認方法（該当を丸で囲むこと）
 - (1) 基準点等の既知点の座標値を採用
 - (2) トータルステーションによる座標値計測
 - (3) GNS S受信機による座標値計測（ハンドヘルド型受信機やドローンによる測位を含む）
 - (4) 検証点間距離の実測
- 5 精度確認結果（(1)と(2)のいずれかに記載すること）

(1) 座標値

イ 検証点1

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離（m）
経度又はX			
緯度又はY			

ロ 検証点2

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離（m）
経度又はX			
緯度又はY			

※経度・緯度は十進法で記載するよう努める。

※許容範囲：①と②の間の距離（m）が3m以下であること。

なお、国土地理院による測量計算サイト（距離と方位角の計算）等により計算し、小数点第2位まで記載すること（小数点第3位を四捨五入）。

(2) 検証点間距離の実測

①現地における計測値（m）	②写真測量による計測値（m）	①－②	基準値（①*0.05）

※許容範囲：①と②の差が「①*5/100」以下であること。

なお、小数点第2位まで記載すること（小数点第3位を四捨五入）。

6 写真測量に用いたオルソ画像、GIS データ及び検証点の位置

※オルソ画像を添付する。

※施行区域全体が把握できるオルソ画像に、施行区域の GIS データを重ね合わせたものを添付する。

※検証点の位置を、赤丸で明示する。

※スクリーンショットも可とする。

7 施行区域の面積又は延長

A=〇〇.〇〇ha (L=〇〇.〇〇m)

※6、7については、当該事項が明示された帳票等を整理する場合、記載を省略できるものとする。

8 その他管理資料

検証点の座標値（現地計測又は既知点）の根拠資料

※測量の結果（点の記）、帳票、座標値が表示されている画面のスクリーンショット等

(作成例)

参考様式第3号

年号〇年〇月〇〇日

事業実施主体名：〇〇森林組合

UAV（ドローン）による写真測量野帳

- 1 写真測量の実施時期（該当を丸で囲む）： 施業実施前 **施業実施後**
- 2 市町村名：〇〇市
- 3 事業名：脱炭素の森づくりモデル事業
- 4 現地における検証点の確認方法（該当を丸で囲むこと）
 - (1) 基準点等の既知点の座標値を採用
 - (2) トータルステーションによる座標値計測
 - (3) GNS S受信機による座標値計測（ハンドヘルド型受信機やドローンによる測位を含む）**
 - (4) 検証点間距離の実測

5 精度確認結果（(1)と(2)のいずれかに記載すること）

(1) 座標値

イ 検証点1

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離（m）
経度又はX	38.58708934	38.58708924	0.04m
緯度又はY	141.33726540	141.33726588	

ロ 検証点2

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離（m）
経度又はX	38.58707855	38.58707837	0.03m
緯度又はY	141.33728357	141.33728374	

※経度・緯度は十進法で記載するよう努める。

※許容範囲：①と②の間の距離（m）が3m以下であること。

なお、国土地理院による測量計算サイト（距離と方位角の計算）等により計算し、小数点第2位まで記載すること（小数点第3位を四捨五入）。

(2) 検証点間距離の実測

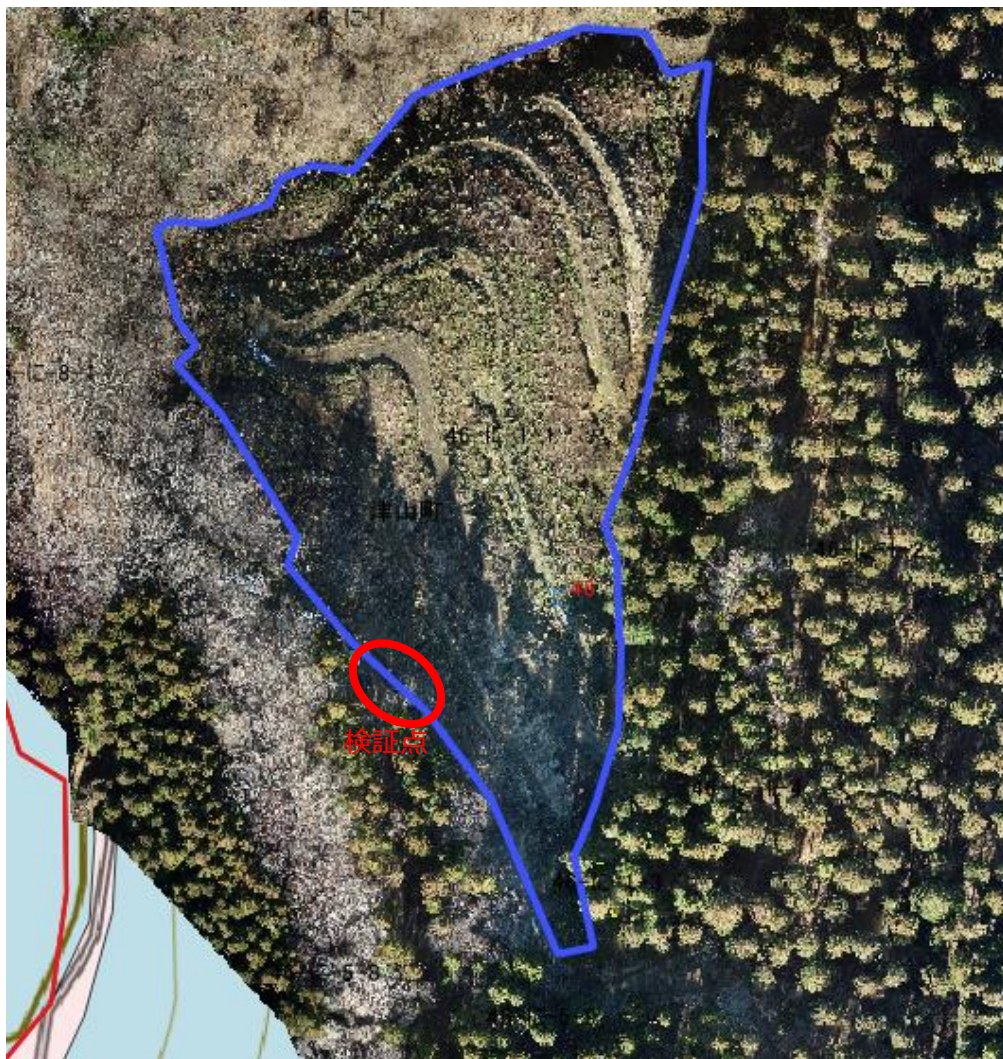
①現地における計測値（m）	②写真測量による計測値（m）	①－②	基準値（①*0.05）

※許容範囲：①と②の差が「①*5/100」以下であること。

なお、小数点第2位まで記載すること（小数点第3位を四捨五入）。

(作成例)

6 写真測量に用いたオルソ画像、GIS データ及び検証点の位置



※施行区域全体が把握できるオルソ画像に、施行区域の GIS データを重ね合わせたものを添付する。

※検証点の位置を、赤丸で明示する。

※スクリーンショットも可とする。

7 施行区域の面積又は延長

A=1.25ha

※6, 7については、当該事項が明示された帳票等を整理する場合、記載を省略できるものとする。

8 その他管理資料

検証点の座標値（現地計測又は既知点）の根拠資料

※測量の結果（点の記）、帳票、座標値が表示されている画面のスクリーンショット等

別紙 1－1 号

年度脱炭素の森づくりモデル事業実施計画表

実施主体	事業種目	施行箇所	数 量	総事業費（円）	補助対象経費 （円）	補助金（円）	備 考

- (注) 1 事業種目に応じて、様式 1－1 又は様式 1－2 を添付すること。
2 省力化・低コスト化に向けた取組を実施する場合は、様式 1－3 を添付すること。

別紙2－1号

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区分	事業費(円)		負担区分(円)		備考
	総事業費	補助対象経費	補助金	その他	
事業費					
合 計					

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 事業費明細

事業内容	事業実施 主体	施行箇所名	事業量		事業費(円)		負担区分(円)		実施期間	
			A (箇所,路線)	B (ha,m)	総事業費	補助対象経 費	補助金	その他	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
計										

(注) 1 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

2 事業種目により該当しない欄については、記載を要しない。

別紙2－2号

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	積算の基礎	備 考
計			

(注) 1 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。
2 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

別紙 2-3 号

理由書

事 項	事 業 説 明	当 初 計 画	変 更 計 画	事 由

工 程 表

[illegible]

別紙3-1号

収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
計				

(注) 1 備考欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

2 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(3) 補助金精算

区分	補助金交付決定額 (円)	精算事業費総額(円)	補助対象経費(円)	精算補助金額(円)	既受領補助金額(円)	差引補助金未受領額 (円)	備 考
計							

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

様式 1－1（別紙 1－1 号関係）

脱炭素の森づくりモデル事業内訳表（造林未済地等の植栽、食害対策、下刈り）

事業実施主体：

(ア) 事業計画

区分	実施箇所名	林 小 班				ha 当たり 植栽本数	林 齢	下刈 回数	面積(ha) 又は 延長(m)	補助単価 (円)	総事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金 (円)	備考
		林班	小班群	小班										
小 計														
合 計														

- (注) 1 区分は「造林未済地等の植栽」、「食害対策（防護柵、食害防護資材（ネット）、忌避剤散布）」又は「下刈り」のいずれかを記載すること。
- 2 山地災害危険地区又は県行造林跡地に該当している場合は、備考欄に記載すること。

(イ) 事業計画図

- a 位置図
- b 事業実施計画図（森林計画図等）

様式１－２（別紙１－１号関係）

脱炭素の森づくりモデル事業（除伐、保育間伐）事業内訳表

事業実施主体：

(ア) 事業計画

区分	実施 地区名	林 小 班			林 齢	面積 (ha)	伐採率 (%)	補助単価 (円)	総事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金 (円)	備 考
		林班	小班群	小班								
小計												
合計												

(注) 1 区分は除伐又は保育間伐を記載し、それぞれの面積、事業費及び補助金の小計と、全体の合計を記載すること。
2 山地災害危険地区又は県行造林跡地に該当している場合は、備考欄に記載すること。

- (イ) 事業計画図
- a 位置図
 - b 事業実施計画図（森林計画図等）

様式 1－3（別紙 1－1 号関係）

脱炭素の森づくりモデル事業内訳表（省力化・低コスト化に向けた取組）

事業実施主体：

取組内容（該当する項目に○を記入すること）

機械地拵え	機械苗木運搬	一貫作業	筋刈り	坪刈り	その他
（その他の取組の概要）※図表による記載も可					

別表（別記様式第 3 号関係）

生育状況調査野帳

所在			
林班			
事業実施面積		調査対象面積	

No	樹高（m）	胸高直径（cm）	備考
平均			